

「多摩市役所本庁舎建替基本構想（素案）」に関するパブリックコメント実施要領

1	件名	「多摩市役所本庁舎建替基本構想（素案）」に関するパブリックコメント（意見公募）
2	目的	<p>本パブリックコメントは、「多摩市役所本庁舎建替基本構想」を策定するにあたり、以下の2点を目的に実施します。</p> <p>(1) 広くその内容を公表し、市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障すること。</p> <p>(2) 市民から提出された意見等を考慮し、「多摩市役所本庁舎建替基本構想（案）」を作成すること。</p>
3	事業内容及び事業説明	<p>現在、本庁舎 A 棟・B 棟をはじめとする 7 棟で構成する多摩市役所本庁舎は、耐震性、老朽化、狭隘化に加えて、行政のデジタル化の進展などへの対応、地球温暖化対策への対応の課題を抱えています。そのため B 棟が建築から 60 年を迎える 2029（令和 11）年度までに本庁舎を建替えることを目指した基本構想の検討を進めています。</p> <p>このたび、基本構想の「素案」をまとめたため、パブリックコメントを実施します。今回のパブリックコメントを踏まえて、多摩市役所本庁舎建替基本構想（案）を作成します。</p>
4	資料内容及び公表方法等	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多摩市役所本庁舎建替基本構想（素案）」</li> </ul> <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎 A 棟 3 階（行政管理課）、第二庁舎 1 階行政資料室、市役所 1 階ロビー、図書館本館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館に資料を設置した閲覧</li> <li>・多摩市公式ホームページを利用した閲覧</li> </ul>
5	対象者	どなたでも
6	意見募集期間	<p>令和 4 年 11 月 14 日（月）～令和 4 年 12 月 15 日（木）</p> <p>※郵送の場合は、期間内必着</p>
7	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参（代理人によるものを含みます）：行政管理課</p> <p>(2) 回収箱に投函： 行政資料室、図書館本館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館に設置</p> <p>(3) 郵送：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市企画政策部行政管理課資産活用担当</p> <p>(4) FAX：042-337-7658 行政管理課あて（受信確認のため送信後に電話番号 042-338-6940 へお電話ください）</p> <p>(5) 公式ホームページ内に期間中設置する応募専用フォーム</p>

8	意見提出の際の 必須記入事項	<p>(1) 住所</p> <p>(2) 氏名</p> <p>(3) 意見本文（設置している提出用紙以外の用紙を使用する場合は、計画・方針名を記入してください）</p> <p>※上記の項目のいずれかが記入されていない場合、市民意見として取扱いできない場合があります。</p>
9	意見の取扱い及 び応答方法	<p>(1) 期間中にいただいた意見を参考に、「多摩市役所本庁舎建替基本構想（案）」を作成します。</p> <p>(2) 意見募集期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考えを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。</p> <p>(3) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される記述はしないでください。</p> <p>(4) 意見募集期間中にいただいた「市政への提言」は、市民意見募集に寄せられた意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>(5) 意見提出者への到達通知は行いません。</p>
10	担 当	<p>行政管理課資産活用担当</p> <p>電話 042-338-6940（直通）</p>